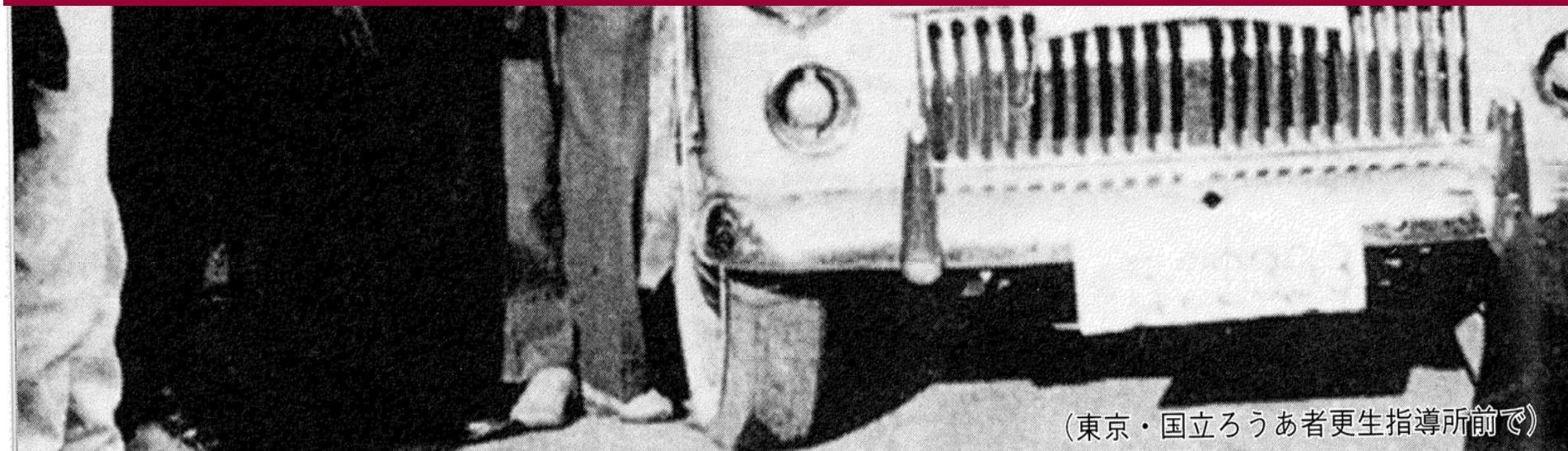




50年の軌跡



(東京・国立ろうあ者更生指導所前で)

**50年の歴史をふりかえり、
昨年度ご協力いただいた
アンケートの結果から報告します。**

道路交通取締法施行令

(道路交通法の前身)

「つんぼ、おし」

を、欠格条項に追加

1954年

**この1954年から翌年にかけて、
名古屋の聴覚障害者が、
「ろうあ者にも運転免許を！」
とかかけて、自動車で全国一周。**

運転免許権獲得を訴えました。

5

ろうあ者にも免許を！全国キャラバン



1958年

(東京・国立ろうあ者更生指導所前で)

道路交通取締法から
道路交通法へ
道路交通法88条

**「・・・耳が聞こえない者又は口が
きけない者」に免許を与えない**

1960年

運転免許裁判の始まり

岩手県盛岡市に住む

樋下（といした）光夫さん（25才）は、

「道交法88条」が壁になって、

仕事に欠かせないバイク免許を
交付されませんでした。

**何度、免許試験を受けても、
聴力の適性検査で不合格に。**

**「運転しなければ仕事にならない」と、
やむをえず無免許運転をくりかえし、
法律違反で起訴されました。**

1967年

**7年にわたった裁判で、
樋下さんは、
「なぜ聞こえなくてはだめなのか」
と問い続けました。**

裁判の傍聴に長い列

仙台高裁



1972年

全国で署名活動



東京
霞が関



札幌



京都



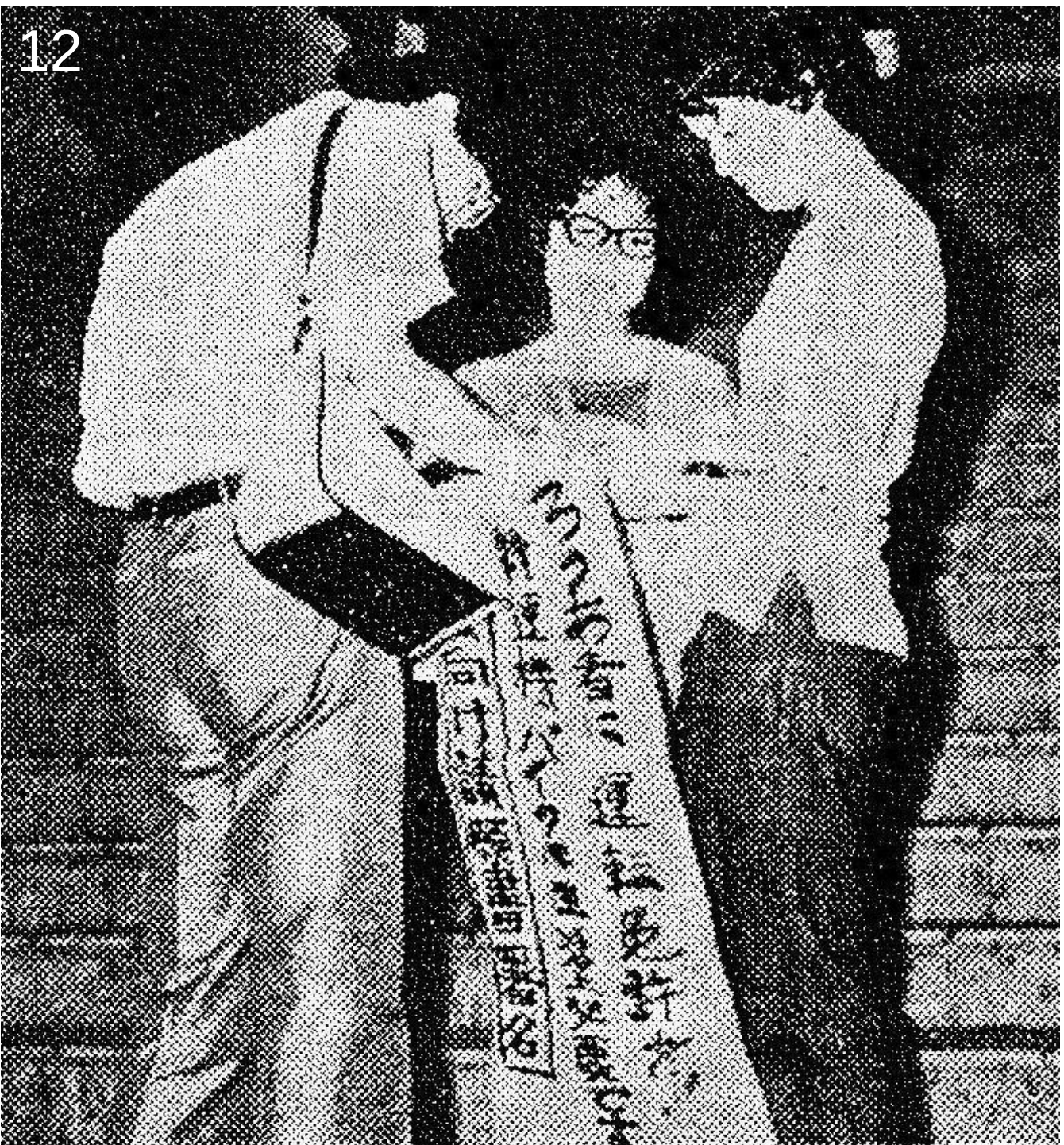
岐阜

1972年

ろうあ者に運転免許を！

耕運機、バイクは生活上必要です

国会向け請願書署名



国会に3万人の請願署名



1973年

**岩手地裁で始まった裁判は、
1974年に、最高裁で
「上告棄却」とされましたが、**

**法廷の内外で展開された取組は、
大きな前進をもたらしました。**

警察庁通達

警察庁が 運用通達

運免聴 力検査 補聴器で受けてもよい

「口のきけない者」も事実上削除

警察庁は八月二十八日付で各都道府県警本部あて、いわゆるろくろあ者の運転免許についての運用通達を出しました。通達の要旨は、運免志望者に対する聴力検査には補聴器を使用することができる、と、はじめて補聴器の使用を正式に認めたこと、道交法八十八条の二の〈欠格事項〉中の「口のきけない者」について、「聴力検査に合格し、かつ、他人の言語を理解し意思の疎通ができる者であれば、運転免許の欠格者とする理由に乏しく……」と、「口のきけない者」を事実上削除する新解釈を出したことです。これは運免請願の次期通常国会提案の見通しのもとに警察庁として、現行法の枠で可能な限りの積極的解釈に立ったものといえます。通達の要旨を次に記します。

的にろくろあ者といわれている者の九〇割は聴力検査に合格するものと推定されるが、これらの者の免許には、当然に「補聴器装着」等必要な条件をつけることになる。

3 口のきけない者の 解釈について

「口のきけない者」の検査方法・解釈等については、必ずしも明確でなかったが、口のきけない者とは、現行法規の基礎である旧道路交通取締法施行令第五十一条第三号の「おし」と同意義と解される。

1 聴力検査について

道路交通法施行規則第二三条に規定する聴力に関する検査は、試験場コースなど一般道路上とほぼ同様な状態の場所において受験者を後向きにたせ、警音器を数回鳴らし、受験者が聞こえた時は手をあげさせる方法で行なう。

なお、耳の聞こえない者は道路交通法上欠格者とされているが、聞こえるか否かは前記の正式検査によって初めて判明するのである。

2 聴力検査に補聴器 を使用することがで きる

補聴器は、普通の会話には有効であっても自動車の運転上は、「音の方向性が判らない」「他の不必要な雑音も増幅されて入る」等の欠点があり、これまで補聴器を

装着しての聴力検査は行なわないようにしてきたが、最近における補聴器の性能は著しく向上していること、矯正視力のように、専門医による診断により欠損の状態に適応する補聴器を、いわば身体の一部として常時装着している実態、さらに専門家の意見も聴取した結果、聴力検査に補聴器の装着を必要とする者については、今後は補聴器の使用を認めることとした。

「おし」とは、先天的にまたは幼時において聴覚機能に障害のあるもの、または聴覚的に言語機能、または先天的かされて、ものを

通達に続き、
「道路交通法施行規則23条」
も改定されました。

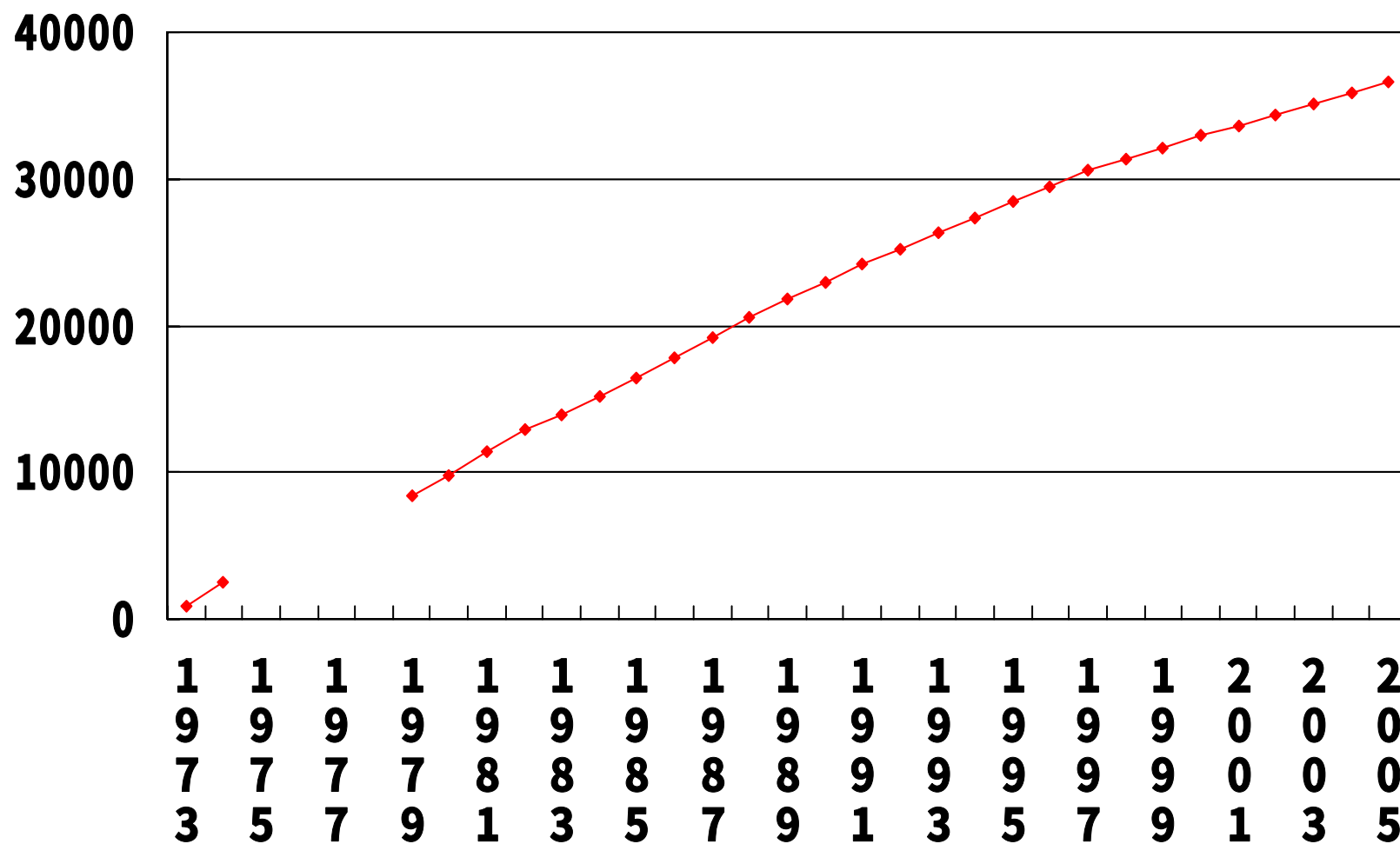
10m離れて90デシベルの
クラクション音を聞く**適性検査で、
補聴器使用を認める**

1975年

これによって、運転免許を取得する聴覚障害者が急増しました。

樋下さんも、補聴器をつけて適性検査をパスし、自動車免許の交付を受けることができました。

免許取得者が急増



しかし、

道交法88条「・・・耳が聞こえない者
又は口がきけない者」に免許を与え
ないという欠格条項は、そのまま残さ
れました。

また、**施行規則23条**の聴力関係は、
以後このまま継続されてきました。

障害者の声と行動、世論の高まり

**1998年、耳が聞こえない女性が
薬剤師試験合格、欠格条項のため
に免許を交付されず、障害別
をこえた取組が広がりました。**

1998年～

**聴覚障害者団体がよびかけた
差別法撤廃署名は、2000年
に223万人分を提出。**

**地方議会請願採択1000議会
以上となりました。**

政府も欠格条項の見直しへ

政府は1993年「障害者対策に関する新長期計画」で、障害者の社会参加を阻む、物理・制度・文化情報・意識の「**四つの障壁**」の除去ををかけていました。

「四つの障壁」のうち「**法制度の障壁**」の除去が、とくに遅れていました。

1999年、運転免許を含む63制度について「欠格条項がほんとうに必要か」、初の政府方針のもとで、見直し作業が始まりました。

1999年～

欠格条項見直しの結果、

道交法 88条 → **削除**

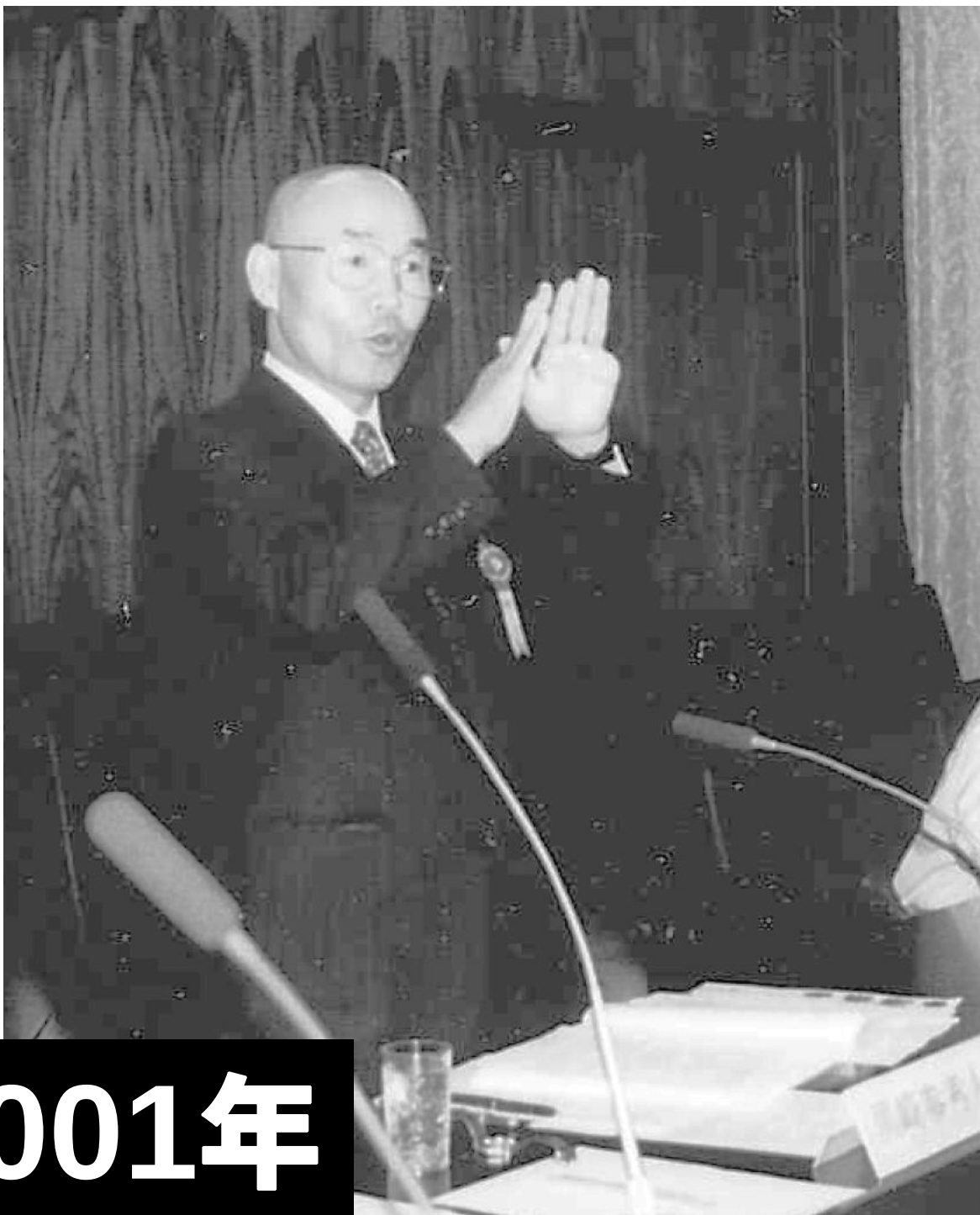
だが...

施行規則 23条 → **変更なし**

2001年

**「道交法施行規則23条」は、
「聴力」を問題にしています。**

- **聴力の適性検査をする**
- **補聴器をつけて運転を条件とする(受検に補聴器を使用した人)**
- **補聴器をつけても聞こえない人は不可**
- **二種免許は受検から補聴器使用不可**



2001年

**黒崎さん 国会参考人発言
”門はあいたが、玄関から
先に入れない”**

国会の附帯決議

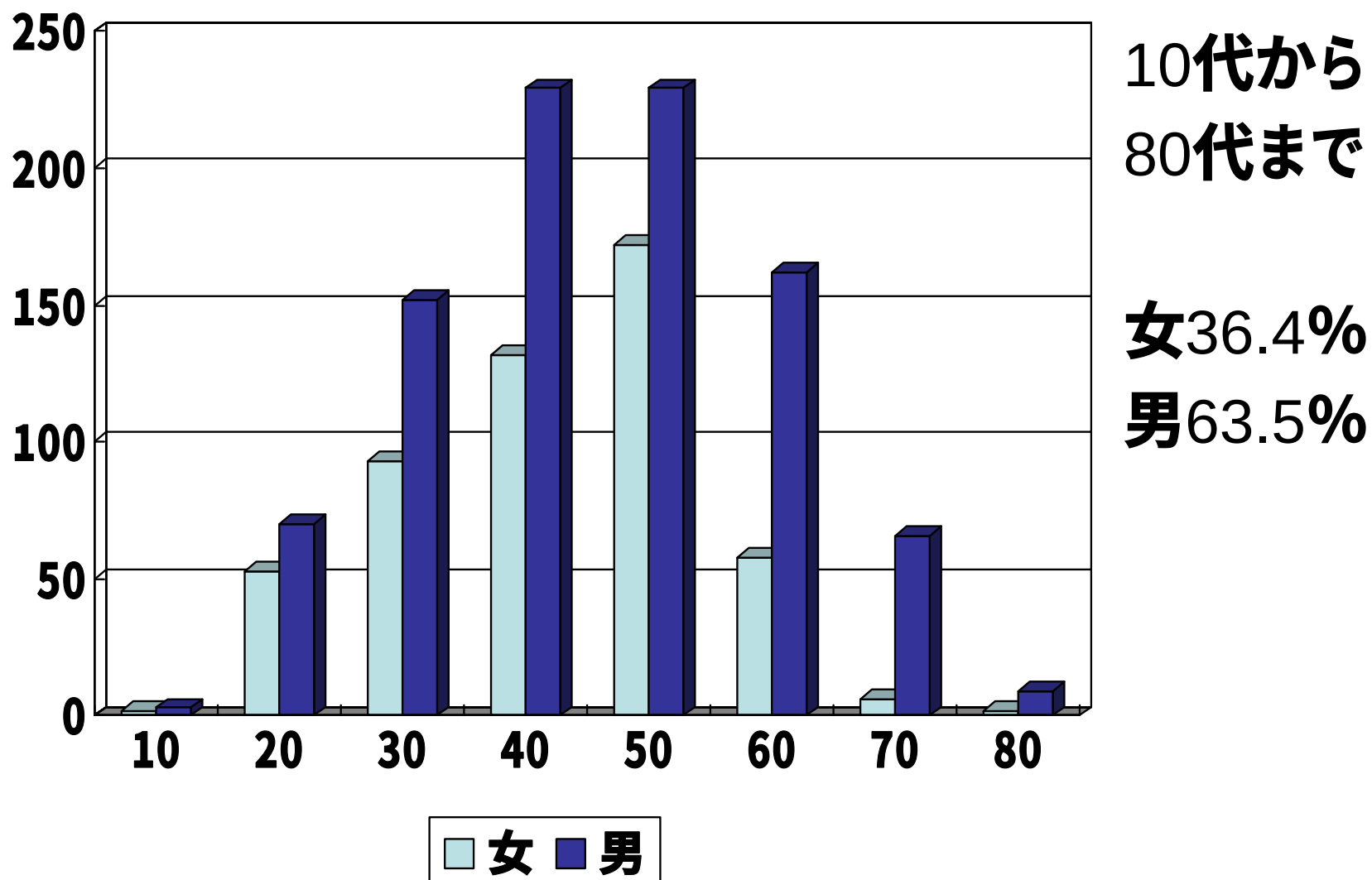
**運転免許の適性試験・検査は、
障害者にとって欠格事由に代わる
事実上の免許の取得制限や障壁
とならないよう、（中略）見直しを
行うこと。**

2001年

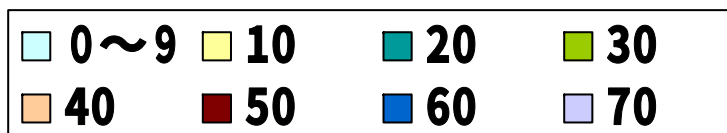
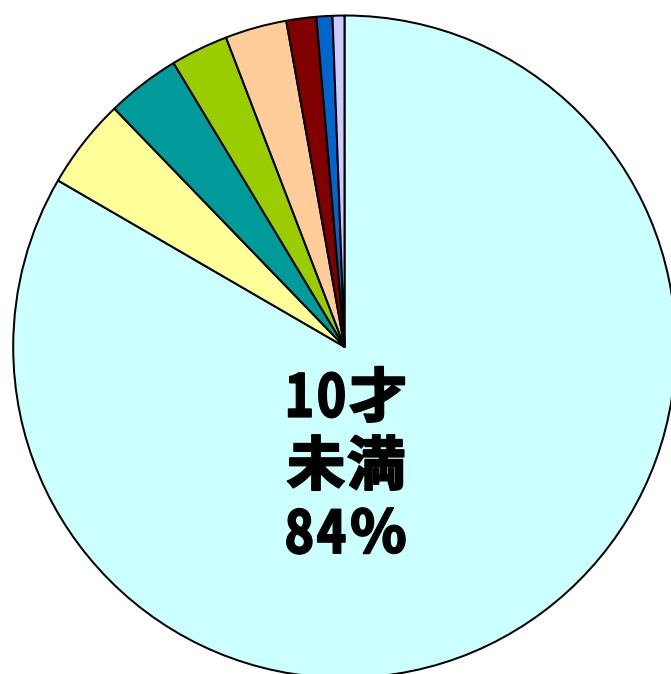
2005年度 「聴覚障害者と運転免許」 アンケート調査結果から

- 目的** 運転免許に関する実態を把握
- 対象** 全国の聴覚障害者本人
運転免許をもたない人にも聞く
- 方法** 計2063通を郵送
一部は電子メール
- 回収** 計1475通 (回収率 71.5%)

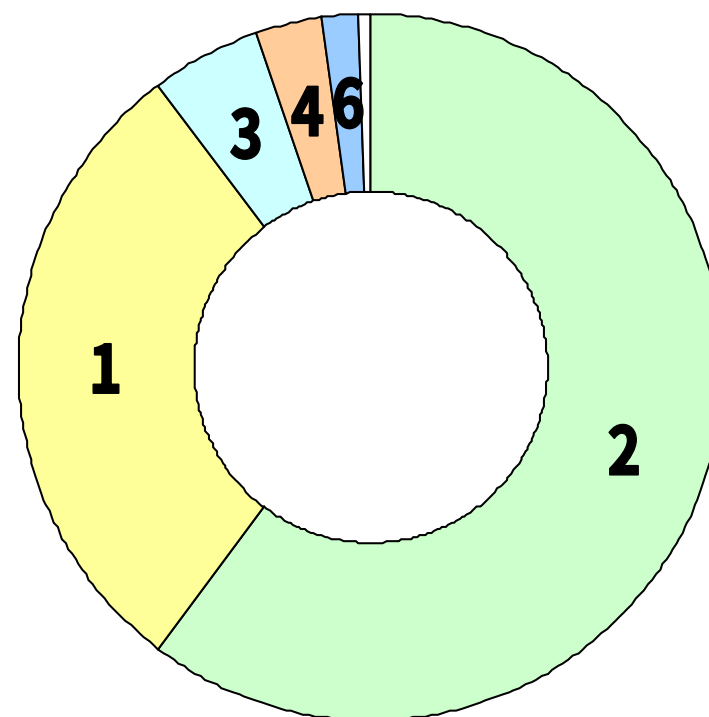
年代・性別



失聴した年代

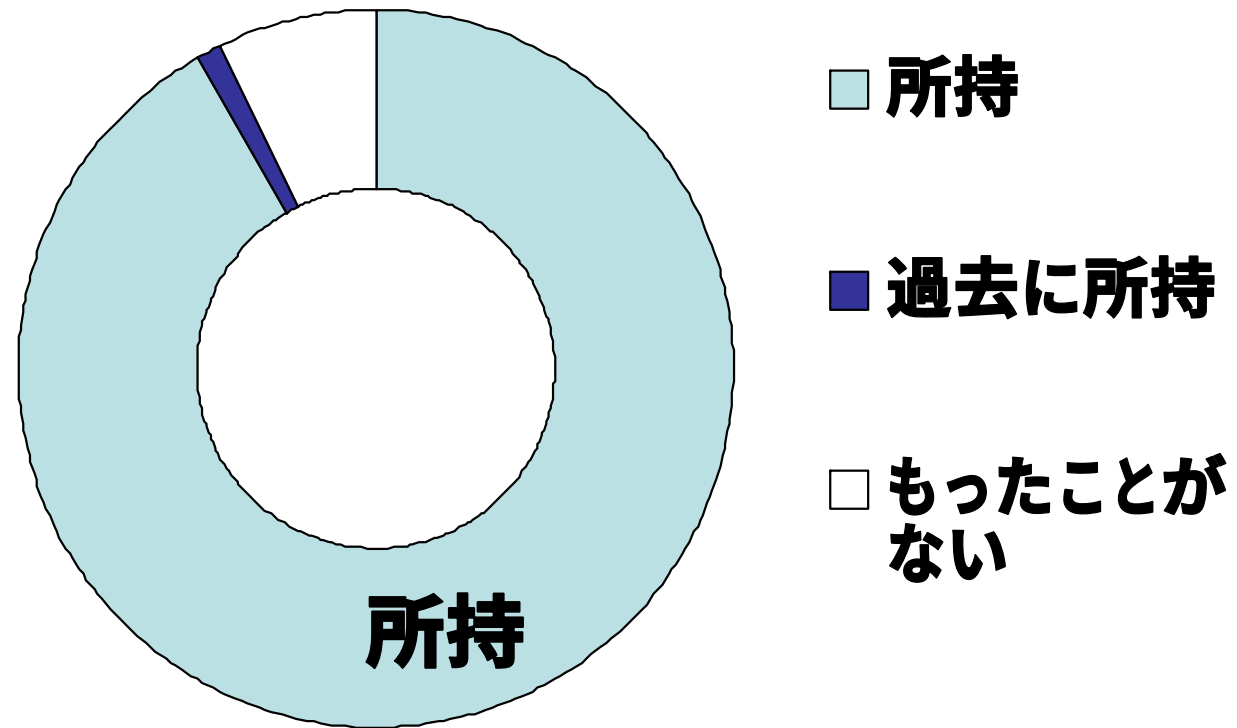


手帳の「級」



9割は1～2級にあたる人

免許の有無



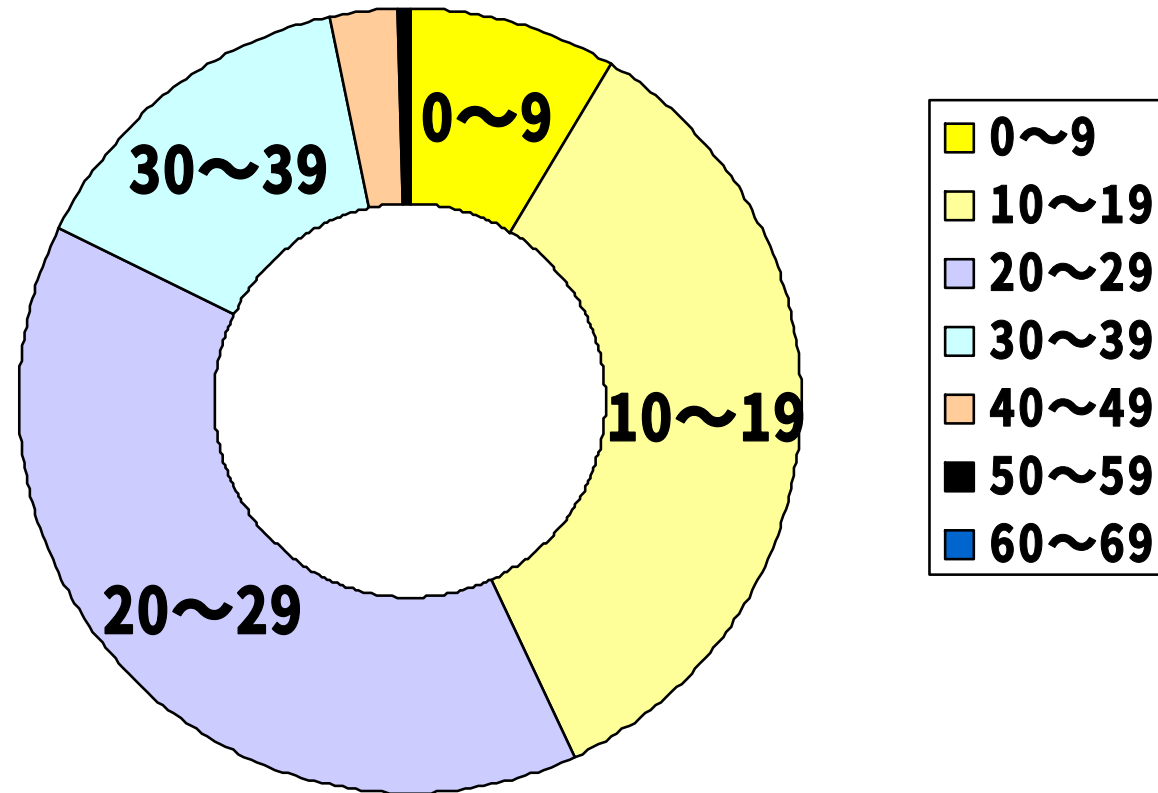
9割が、今免許をもっている人

9割は一種普通免許 二種所持も

	一種	二種
普通	1 2 2 5	7 2
大型	49	3
自動二輪	212	—
その他	19	3

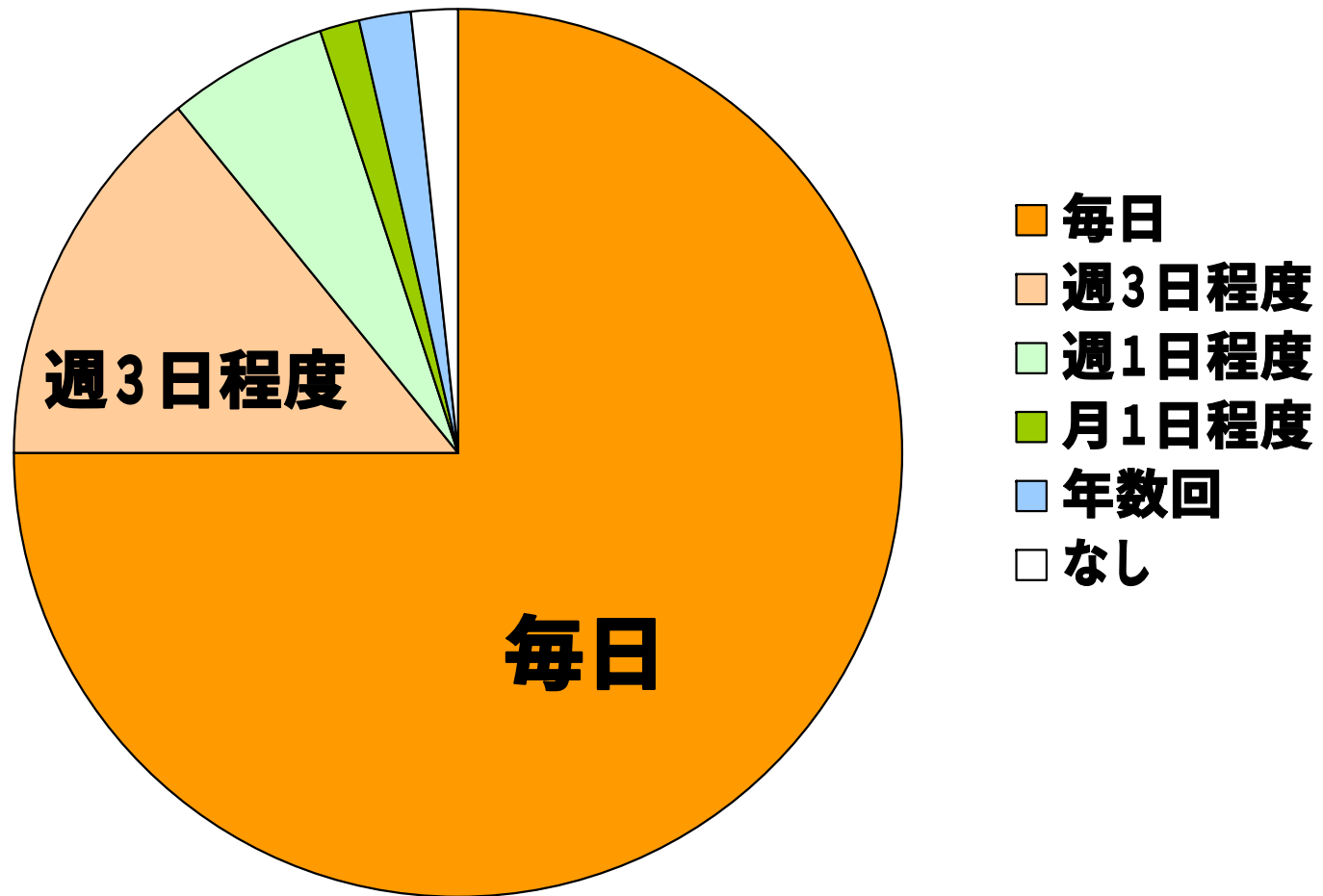
「国際免許」も14人

9割が「10年以上」運転



「20～29年」が最も多い

毎日運転している人 7割以上



適性検査の体験から

不合格とされ、再挑戦の後に合格している人が、16.4% (77人)。

適性検査があることは、聴覚障害者にとって、障害を理由に不利な扱いをされないか、不安要素となっています。

(70才代 男性)

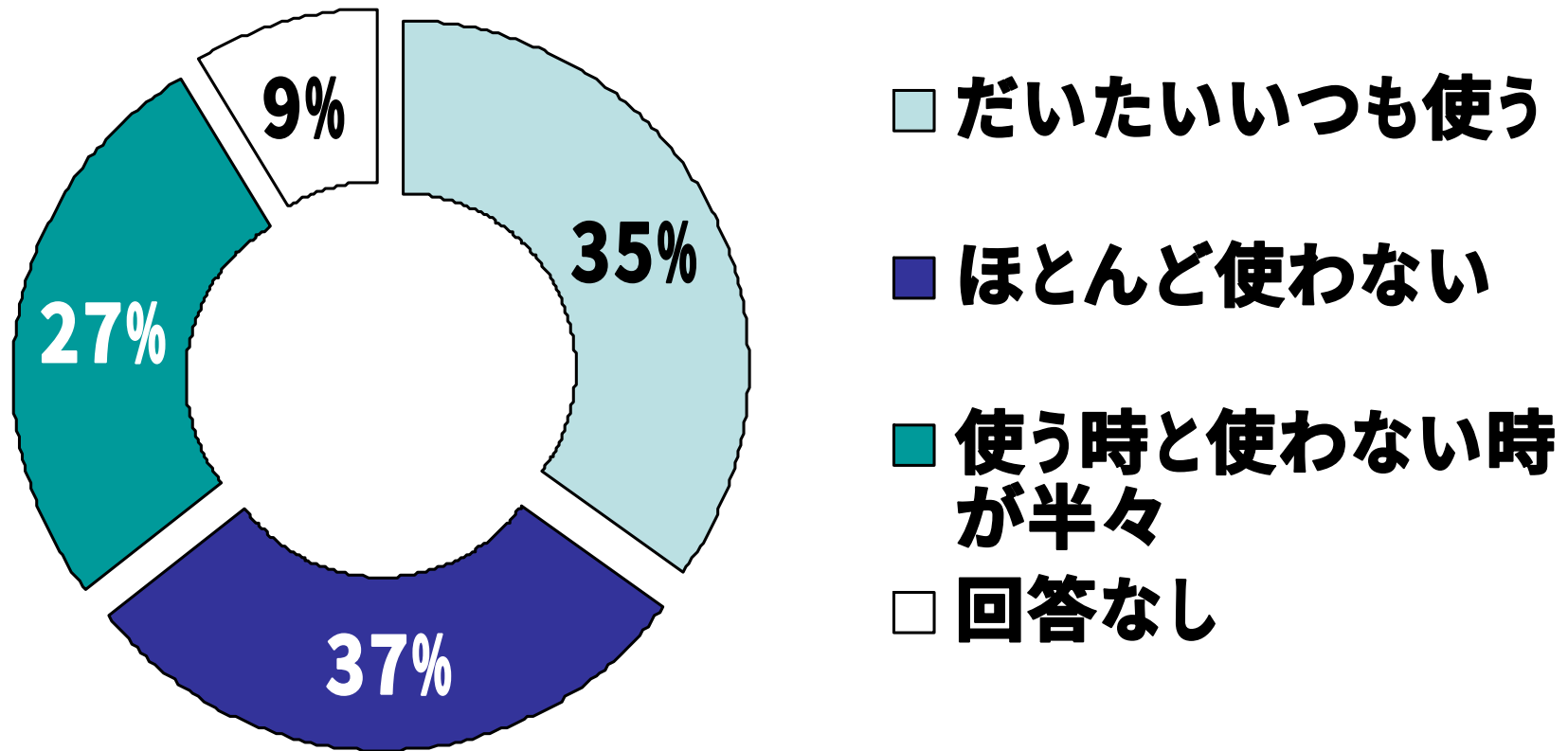
今は3回続けてゴールド免許です。補聴器は役に立たないので、装用しません。

とにかく、事故を起こさないことです。自分も他人も不幸にしますから。

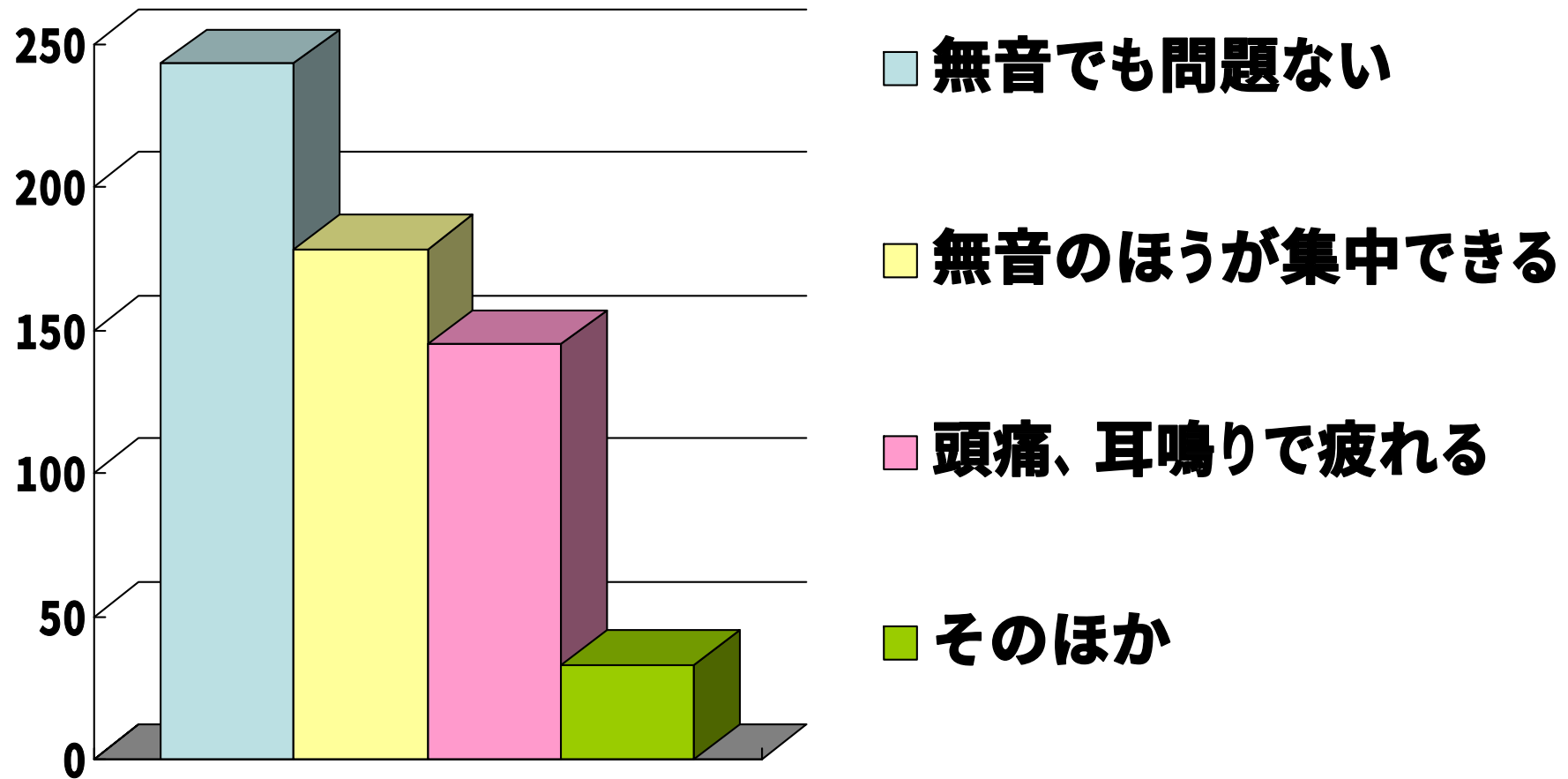
30余年、車を運転して来て、「道交法施行規則23条」は必要ないと思います。

これがある為に、免許更新手続きの時、聴障者にどれほど強いプレッシャーがかかるか知れません。

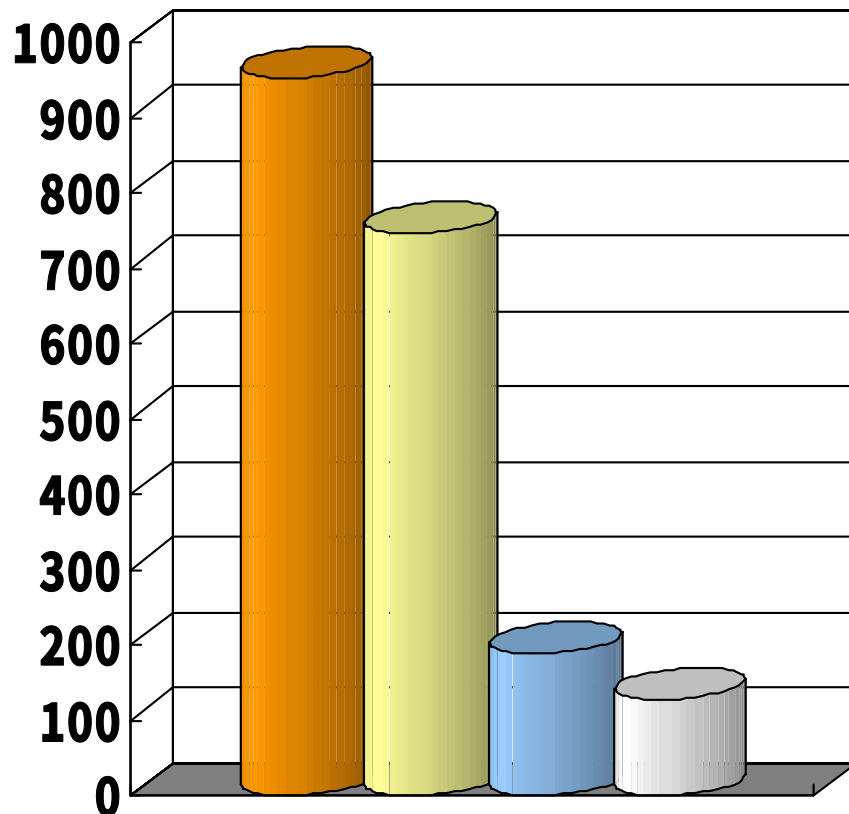
運転中、補聴器を使っていますか？



補聴器を使わない理由



運転して実感すること



■ 音が聞こえるかどうかに関係なく安全に運転できる

■ 注意して運転しているので安全性に問題ない

■ 聴力との関係で緊張と不安をもつことがよくある

□ そのほか・回答なし

(30才代・女性)

耳のきこえない人は、周囲に目を配るなど、目によって生きている。

音によって生きているわけじゃないのに、音の義務化をいわれても困る。

日常生活じゃないことを、免許取得のみのためにやらせていることに、疑問を感じる。

(60才代・男性)

私は、職業運転手として大型トラック、トレーラーを40年間やってきました。

耳がきこえないための事故は、かいむです。もしあれば、エンジン、タイヤのトラブルです。

交差点は注意してます。まわりの動きを見て、徐行につとめれば、緊急車両がきても、事故にはなりません。

(30才代・男性)

**大型自動二輪免許証を持っている。
道路を運転する上で、本当に重要な
のは、自分の周りの状況を適確に把
握し、一歩先を予測する「予知」能力。
それは、経験による所が多いので、
聴力障害があっても支障はない。**

(60才代・女性)

健聴の時に免許を取得し、その後何回か更新。私の住む地は交通の便が悪く、車は生活の一部になっています。

難聴になってからの運転は22年目。

聞こえないことで他のドライバーに迷惑をかけたことは一度もなく、

現在の道交法は聴覚障害者の実態に合っているとはとうてい思えません。

突然、免許失効に

札幌の中根さん

運転28年の自営業

05年夏

自営業に打撃

に道路交通法が改正され、同法第88条の欠陥廃されましたが、適性検査が存続されたたえられない状態が続いています。それどころで条文にない「音の長短」まで判別させるなっている事例もあり、免許を取得している者が免許を奪われ、勤労や日常生活に大きな影響が発生しています。

札幌市の中根伸一は、昭和52年を取ってから28年、運転免許を営業で生計をたて、今年6月11日のために札幌の札幌運転免許北海道公安委員適性検査を受

運転免許失効させられる

音も入って聞きとれませんでした。補聴器を新調することで、再度検査を受けることになりました。高感度の補聴器を新たに購入し、免許更新の最終日である7月11日に再び適性検査を受けました。建物の外で車から10メートル離れた位置に立たされ、警笛音が聞こえるかどうかの試

験でしたが、周囲の雑音や風の音が入って、手を挙げることが出来ませんでした。検査官から「現時点で免許は失効するが、6か月の間、再検査して再取得できる特例がある」と言われました。

札幌市のAさんは、自動車運転免許しよつと札幌市手稲幌運転免許試験場で査を受けました。適性検査は、車から離れたところの後ろ立ち、クラクションを鳴らす間、手を挙げていた。クラクションは、長く鳴らしたり止したりされました



運転免許証が失効となり、営業に大きな打撃を受けている中根伸一さん(札幌市)

は社員に同行運転しています。営業車1台は廃車し残る1業していますが、機落ちて非常にコストり、経営は危機に陥

理不尽な適性

台否公

**法律は、50年間、
聞こえなければ運転は危険
としてきました。**

**多様な人が長年、
毎日のように運転してきている
経験と生の声が、
これからの免許制度の改善に
生かされる必要があります。**

アンケート回答からまとめると・・・

**視認や操作ができ、
運転に必要な注意力、判断力が
あれば、
聴力に関係なく安全に運転できる**

**自動車学校や、免許行政窓口や、
更新時の講習などでは、**

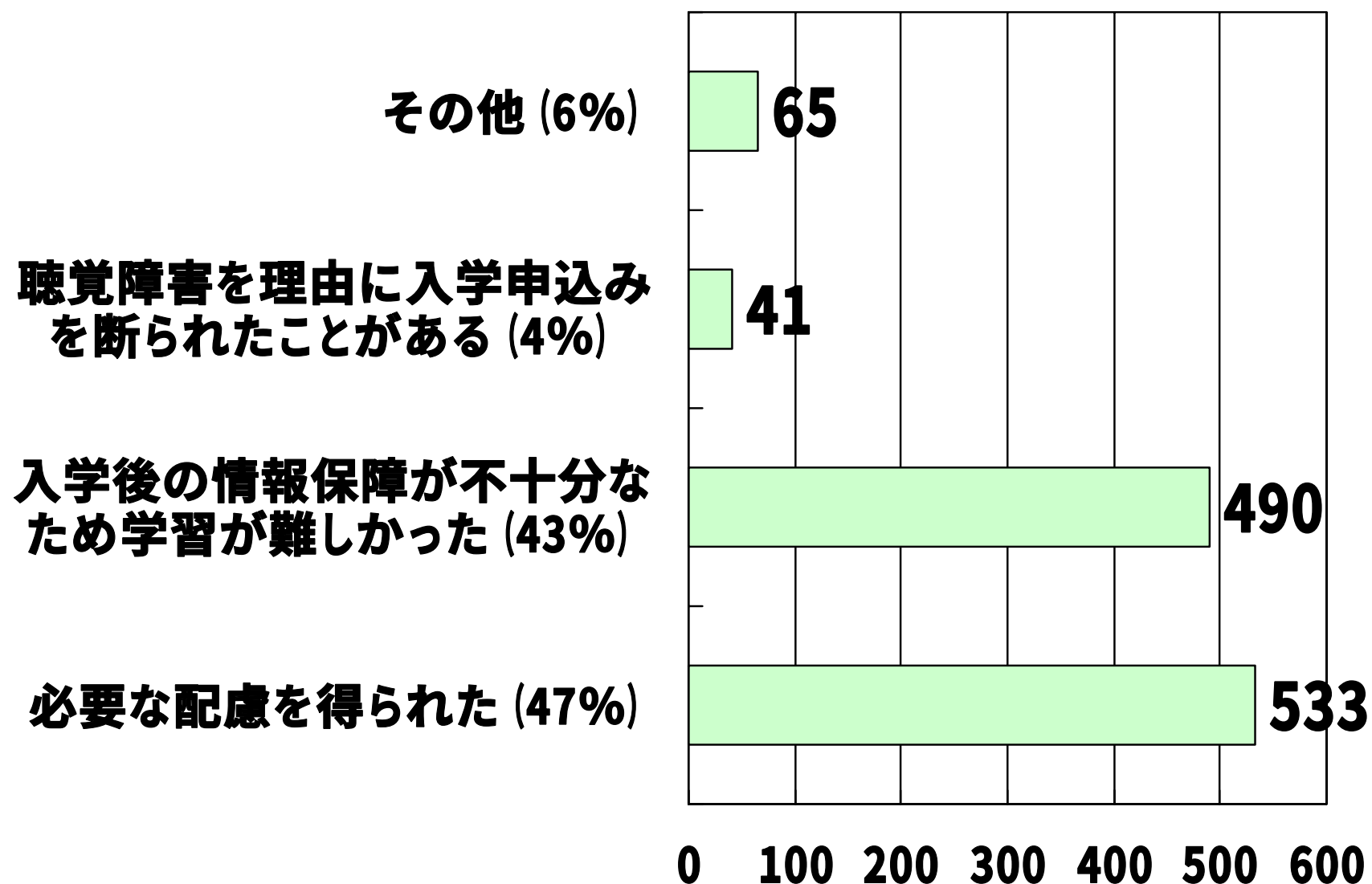
**手話通訳、要約筆記、ビデオの字
幕などが、欠かせません。**

**緊急通報は携帯メールが役立って
いますが、手話通訳などの迅速な
派遣がのぞまれています。**

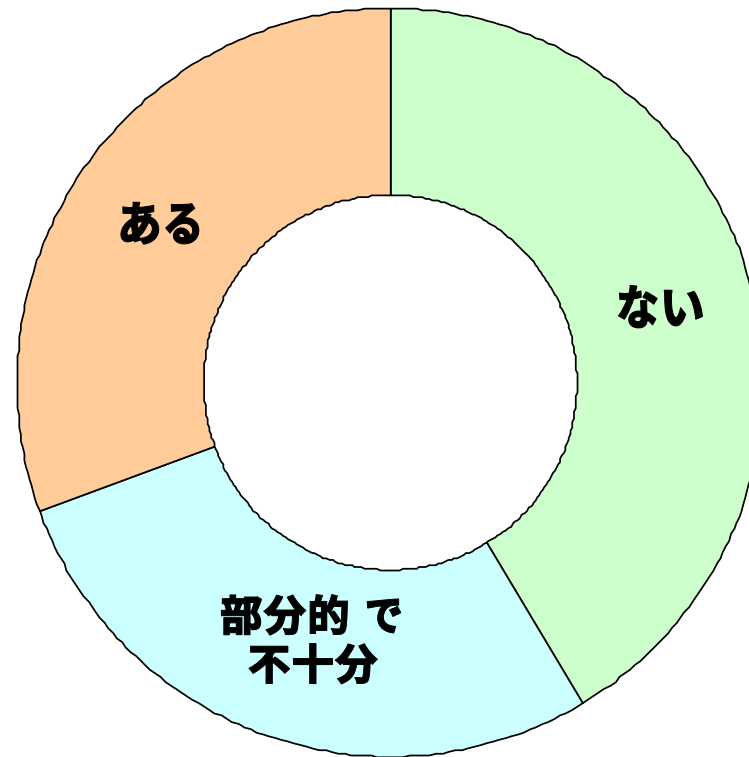
(30才代 女性)

故障した時とか、緊急事態になった時の手話通訳がすぐ派遣できるように、制度を作れたら、もっと便利になるだろうかな。不安がなくなる。

自動車学校で



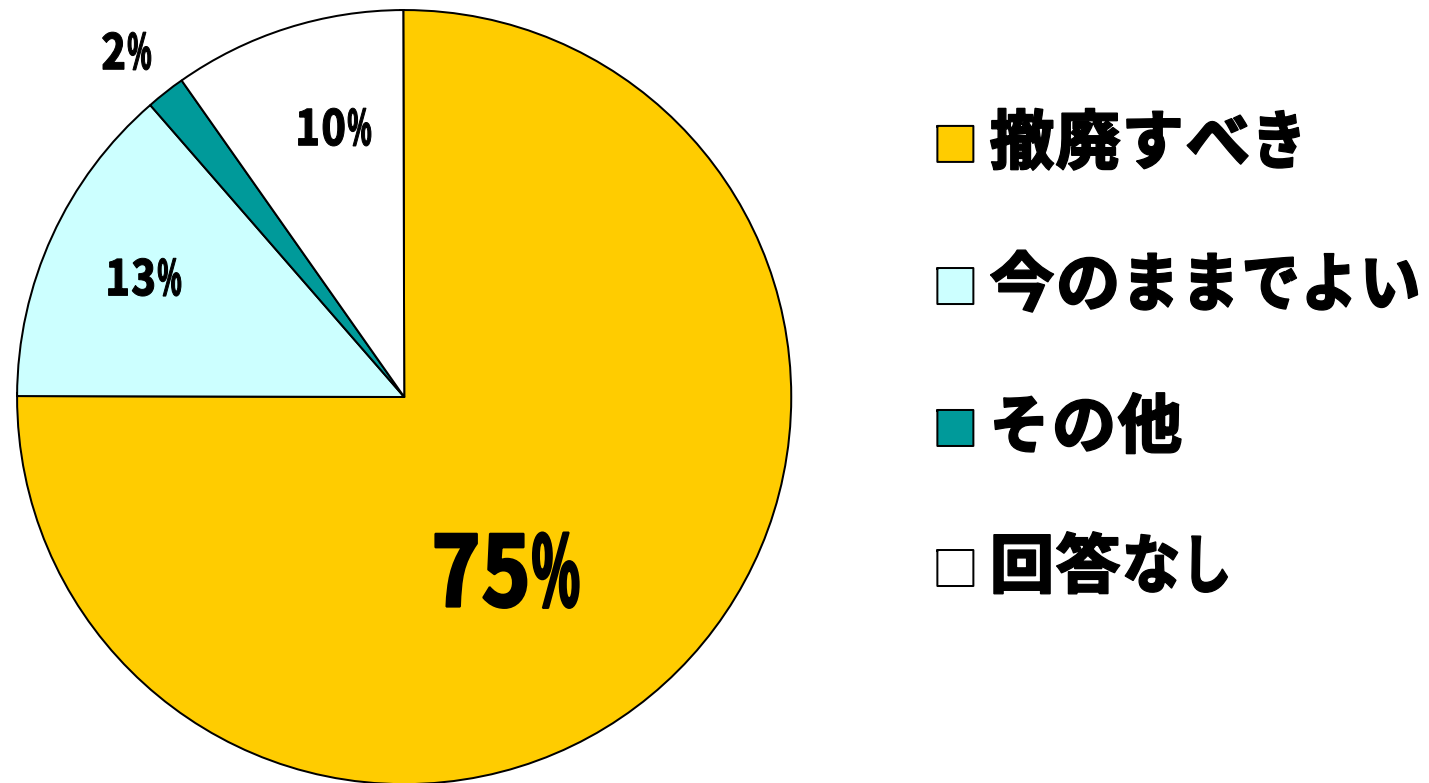
免許更新講習の情報保障



約3分の2が「手話通訳・要約筆記・ビデオ字幕などの情報保障がないか、部分的で不十分」

情報保障が、まだまだ不十分なことも、環境整備の大きな課題として示されました。

道交法施行規則23条への意見



75%が「撤廃すべき」と回答

**50年の歴史と、
アンケートに回答された経験・
生の声をふまえ、議論しましょう。**

ご協力ありがとうございました！

- アンケート回答者・協力者の皆さま
- 高橋儀平さん (東洋大学ライフデザイン学部・人間環境デザイン学科教授)
- 日本聴力障害新聞編集部

編集・文責 障害者欠格条項をなくす会事務局

この資料は、2006年10月15日「運転に聴力は必要ですか？！
欠格条項見直しと運転免許」公開シンポジウムにおける説明資料に、スライド20～23番を追加した増補版です。

2006年11月14日